

## 添付資料 04 入居者移転計画（基本手順）

本計画は入居者の移転に係る基本手順を示したものであり、事業者はこれを踏まえ、建替住棟等の工程を立案すること。

### 1 既存住棟（304号棟）等の解体撤去

既存住棟（304号棟）の入居者の301～303、307～309号棟への仮移転（本事業対象外）完了後、既存住棟（304号棟）等の解体撤去を行う。

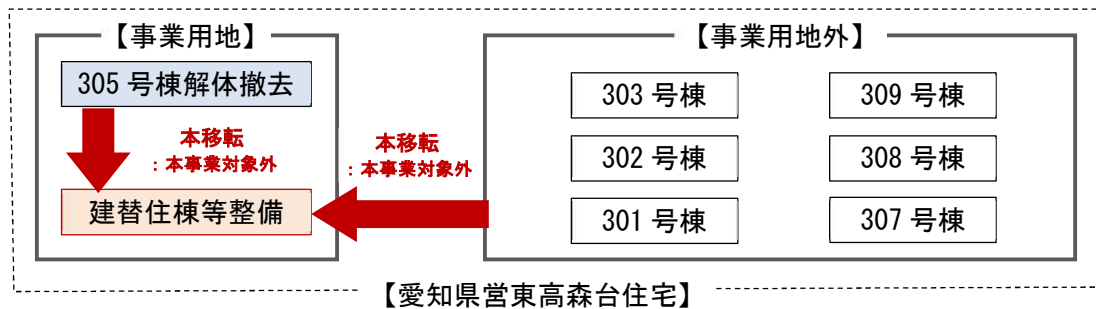


### 2 建替住棟等の整備及び既存住棟（305号棟）等の解体撤去

建替住棟等を整備し、県に引渡しを行う。その後、仮移転者は建替住棟に本移転（本事業対象外）する。

建替住棟等の管理開始後の移転等期間として、概ね3ヶ月を要す。その後、既存住棟（305号棟）等の解体撤去を行う。

なお、移転等期間等について変更する場合は入札説明書等において示す。



### 3 付帯施設等の整備

付帯施設等を整備し、県に引渡しを行う。

